

中小企業の振興に関し、市が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 小規模企業者への特段の配慮

中小企業者の中でも、特に小規模企業者は、個人の技能や経験をもとに多様な事業を営んでおり、地域経済の重要な担い手となっています。その一方で、企業としての組織体制が整っておらず、環境変化に脆弱な面もあります。

小規模企業者の振興に当たっては、小規模企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるべく、特段の配慮を払うこととします。

2. 取引適正化への対応

企業が、公平公正な取引環境の中で、競争力を最大限発揮できることが重要であるため、小規模企業者についても、適正な価格転嫁に支障が生じないよう、必要な施策を講じるものとします。

3. SDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿って推進

中小企業の振興においても、SDGs^{※1}の理念に沿って持続可能な施策の推進が必要です。

・SDGsの17の目標のうち中小企業の振興に該当する主な目標

目標4	【教育】	目標11	【持続可能な都市】
目標7	【エネルギー】	目標12	【持続可能な消費と生産】
目標8	【経済成長と雇用】	目標13	【気候変動】
目標9	【インフラ、産業化、イノベーション】	目標17	【実施手段】



※1 SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals 貧困、エネルギー、気候変動など、21世紀が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が2030年までに達成を目指す17の目標。